

教員免許制度の概要①

●相当免許主義

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要です。
(中学校又は高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要です。)
- 中等教育学校の教員は、中学校と高等学校の両方の教員免許状が必要です。
- 特別支援学校の教員は、特別支援学校と特別支援学校の各部(幼稚部・小学部・中学部・高等部)に相当する学校種の両方の教員免許状が必要です。
- 児童の養護をつかさどる教員、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる教員は、それぞれ養護教諭(養護助教諭)の免許状、栄養教諭の免許状が必要です。

(教育職員免許法 第2条、第3条)

ただし、

- ・ 当分の間は、中学校又は高等学校のどちらか一方の免許状しか所有していない教員であっても、中等教育学校において、所有免許状の学校種に相当する課程(中学校の教員免許状は前期課程、高等学校の教員免許状は後期課程)の教科を担当することができます。
(教育職員免許法附則第17項)
- ・ 当分の間は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、特別支援学校の教員免許状を所有しなくとも、所有免許状の学校種に相当する各部の教員となることができます。
(教育職員免許法附則第16項)
- ・ 当分の間は、養護教諭の勤務経験が3年以上ある養護教諭は、勤務する学校(幼稚園を除く)において、保健(小学校又は特別支援学校小学部においては体育)の教科の領域に係る事項を担当することができます。
(教育職員免許法附則第15項)
- ・ 中学校又は高等学校の教諭の教員免許状を所有している者は、小学校で、所有免許状の教科に相当する教科を担当することができます。
また、工芸や書道など高等学校の一部の教科に関する教諭の教員免許状を所有している者は、中学校、中等教育学校の前期課程で、所有免許状の教科に相当する教科を担当することができます。
(教育職員免許法第16条の5)

教員免許制度の概要②

●教員免許状の種類 (教育職員免許法第4条、第5条)

教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与されます。授与を受けるためには、①所要資格(学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験(幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施)の合格)を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体面)を経る必要があります。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められています。

免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概要
普通免許状 [専修免許状 一種免許状 二種免許状]	10年	<u>全国</u> の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状です。 <u>所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与</u> されます。専修、一種、二種(高等学校は専修、一種)の区分があります。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができます。
特別免許状	10年	<u>授与を受けた都道府県内</u> の学校	教諭の免許状です。 <u>社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与</u> されます。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められます。幼稚園教諭の免許状はありません。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されますが、特別活動など教科外活動を担任することも可能です。
臨時免許状	3年	<u>授与を受けた都道府県内</u> の学校	助教諭、養護助教諭の免許状です。 <u>普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与</u> されます。 (当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができます。(教育職員免許法附則第6項))

教員免許制度の概要③

●免許状主義の例外

○ 特別非常勤講師制度

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度です。

教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することができます。

任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要です。
(教育職員免許法第3条の2)

○ 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることができます。

校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要です。
(教育職員免許法附則第2項)

○ 特別免許状の授与例

例1 職業:看護師 高等学校の教科「看護」の特別免許状を授与

例2 職業:外国人の英会話学校講師 中学校の教科「英語」の特別免許状を授与

○ 特別非常勤講師制度の活用例

例3 職業:調理師 高等学校の教科「家庭」の領域の一部として「調理実習」の授業を単独で実施することが可能。

例4 職業:書道家 中学校の教科「国語」の領域の一部として「書道」の授業を単独で実施することが可能。

○ 免許外教科担任制度の活用例

例5 山間地・へき地等の生徒数が少ない中学校で、全ての教科に対応した教員を1人ずつ採用できないなどの場合

中学校教諭の 理科の教員免許状	同じ中学校の数学の担任	○
	隣の中学校の数学の担任	×
	隣の小学校の算数の担任	×

Q. ゲストティーチャーやチームティーチングにおける副担任の教員免許状は？

Ans. 相当の教員免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、教員免許状は必要ありません。

免許外教科担任制度について

○ 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることができる。

校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要。

教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）

—免許外教科担任関連規定抜粋—

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3・4 （略）

附 則

2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員 を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

学習指導要領について

■教育課程に関する法制上の仕組み

○教育基本法:教育の目的、目標を規定。

○学校教育法:学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教育課程に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。

○学校教育法施行規則(文部科学省令):各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。また、教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。

○学習指導要領(文部科学省告示):教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数等の取扱い等を総則に定め、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動については目標、内容及び内容の取扱いを規定。

■学習指導要領の意義・・・学校が編成する教育課程の基準

全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めているもの。これまで、おおむね10年ごとに改訂。

(現行の高等学校学習指導要領については、平成21年3月告示、平成25年入学生より実施)

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○ 2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○ 2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	<input type="checkbox"/> 「科学と人間生活」を含む2科目 又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	

教科	科目	標準単位数	必履修科目
保健体育	体育	7~8	○ ○
	保健	2	
芸術	音楽Ⅰ	2	<input type="checkbox"/> ○ Iを付した科目から1科目
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	コミュニケーション英語基礎	
コミュニケーション英語Ⅰ		3	
コミュニケーション英語Ⅱ		4	
コミュニケーション英語Ⅲ		4	
英語表現Ⅰ		2	
英語表現Ⅱ		4	
英語会話	2		
家庭	家庭基礎	2	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	○ 2単位まで減可

※「○」を付した科目は必履修科目を意味する。

高等学校における学習評価について

学習評価の意義・目的

- 生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有する
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要〔指導と評価の一体化〕
- 新学習指導要領においてもきめの細かな指導の充実や生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価や観点別学習状況の評価を引き続き実施

生徒指導要録における学習評価(主なポイント)

各教科・科目の評定

- 高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総合的に評価(5～1の5段階)
 - 評定に当たっては、観点による評価(「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」)を十分踏まえる
- ※ 高等学校の指導要録の参考様式には、観点別学習状況の記載欄を設けていない
(生徒の特性、進路等に応じて多様な教育課程が編成されていることや、高等学校の指導要録の現状を考慮して、大枠のみを示している)
- ※ 都道府県教育委員会等において、指導要録に観点別学習状況を記載できるようにすることも有効な手段

総合所見及び指導上参考となる諸事項

- 生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述
 - ① 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見
 - ② 行動に関する所見
 - ③ 進路指導に関する事項
 - ④ 取得資格
 - ⑤ 生徒が就職している場合の事業所
 - ⑥ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など
 - ⑦ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

(参考) 観点による評価

- 通知に示した各教科の評価の観点及びその趣旨を十分踏まえながら、それぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫
- 単元等のある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において、「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価
- 学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や生徒の発達の段階に応じて、観察、生徒との対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択

新学習指導要領を踏まえた観点の設定

- 各教科の内容等に即して思考・判断したことについて、その内容を言語活動を中心とする表現に係る活動と一体的に評価する観点として「思考・判断・表現」を設定
- 従来の「技能・表現」の観点の「表現」との混同を避けるため、「技能」に改める

新しい観点

「関心・意欲・態度」

「思考・判断・表現」

「技能」

「知識・理解」

「関心・意欲・態度」・・・各教科・科目が対象としている学習内容に関心をもち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を生徒が身に付けているかどうかを評価

「思考・判断・表現」・・・それぞれの教科・科目の知識・技能を活用して課題を解決すること等のために必要な思考力・判断力・表現力等を生徒が身に付けているかどうかを評価

「技能」・・・各教科・科目において習得すべき技能を生徒が身に付けているかどうかを評価

「知識・理解」・・・各教科・科目において習得すべき知識や重要な概念等を生徒が身に付けているかどうかを評価

※ 各教科の評価の観点は上に示した観点を基本としつつ教科の特性に応じて設定

学力の3つの要素との整理

基礎的・基本的な知識・技能

「技能」

及び

「知識・理解」

で評価

課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等

「思考・判断・表現」

で評価

主体的に学習に取り組む態度

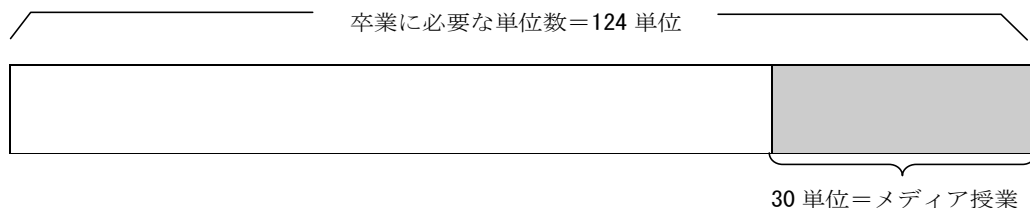
「関心・意欲・態度」

で評価

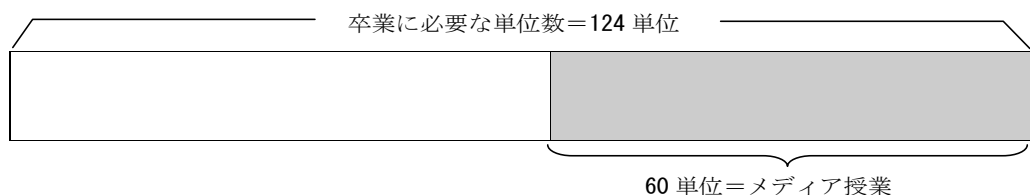
大学におけるメディアを利用した授業の変遷

1. 学部（通学制）の場合

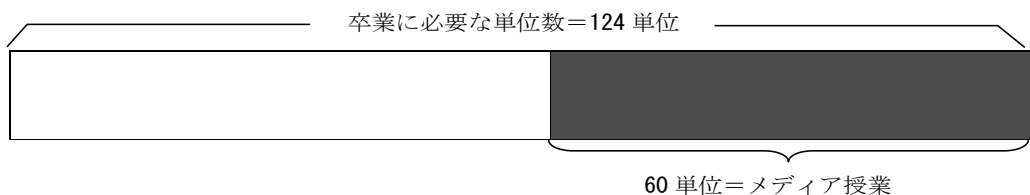
- 平成 10 年 3 月～
 - ・30 単位を上限として「多様なメディアを高度に利用した授業（メディア授業）」を制度化。（同時かつ双方向に行われるもの（衛星通信、テレビ会議システムなど）に限定）



- 平成 11 年 3 月～
 - ・単位互換による単位取得の上限が拡大したことに伴い、メディア授業の単位数の上限 30 単位から 60 単位に拡大。



- 平成 13 年 3 月～
 - ・メディア授業としてインターネット等を利用した授業が可能となる。

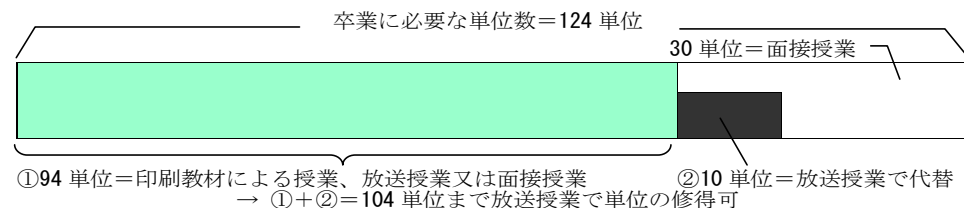


■ : 同時かつ双方向に行われるメディア授業

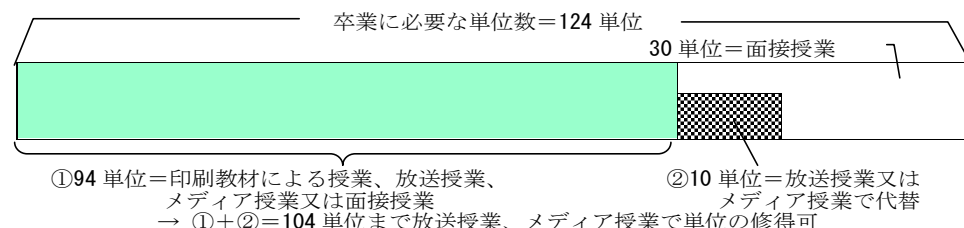
■ : 同時かつ双方向に行われるメディア授業及びインターネット等を利用した授業

2. 学部（通信制）の場合

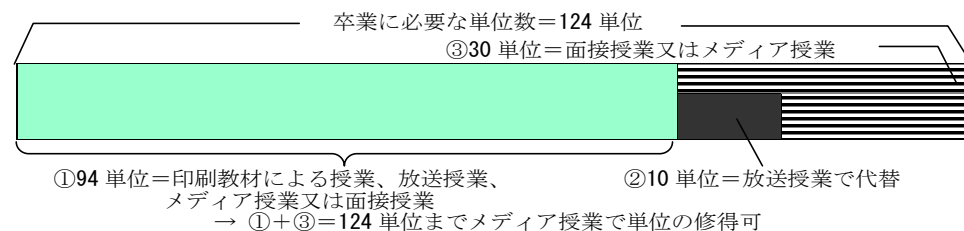
- ～平成 10 年 3 月
 - ・30 単位以上の面接授業が必要。
 - ・面接授業の代替として放送授業が認められていた（10 単位まで）。



- 平成 10 年 3 月～
 - ・メディア授業が可能となる。（同時かつ双方向のもの（衛星通信、テレビ会議システムなど）に限定）
 - ・面接授業について 10 単位を上限としてメディア授業が可能となる。



- 平成 13 年 3 月～
 - ・メディア授業としてインターネット等による授業が可能となる。
 - ・30 単位以上を必要とする面接授業がメディア授業でも可能となる。
→ 124 単位すべてをインターネット等による授業により単位修得可。



■ : 特に履修方法に指定のない単位 →メディア授業可

■ : 放送授業

■ : 面接授業又はメディア授業

■ : 放送授業又はメディア授業

■ : 面接授業

学部における多様なメディアを利用した遠隔授業を実施している大学(平成23年度実施状況 文部科学省調べ)

	国立	公立	私立	計
大学数	26	12	81	119
	(31.7%)	(15.2%)	(14.1%)	(16.1%)

※「多様なメディアを利用した遠隔授業」とは、【大学設置基準第25条第2項】に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目のことを指す。

高等学校における遠隔教育関連規定

■学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第83条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

第84条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

第85条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

第85条の2 文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第51条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第83条又は第84条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第86条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第83条又は第84条の規定によらないことができる。

<参考:通信教育課程の関連規定>

■学校教育法(昭和22年法律第26号)

第54条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③・④ 略

■高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)

第2条 高等学校の通信制の課程で行なう教育(以下「通信教育」という。)は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。

3 略

■学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示)

1章 総則

第7款 通信制の課程における教育課程の特例

1 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送又はテレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

大学における遠隔教育関連規定①

■大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。

2～4 （略）

5 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第25条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

■大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）（抄）

第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第25条第1項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第2項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

3 （略）

第6条 卒業の要件は、大学設置基準第32条第1項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち30単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

大学における遠隔教育関連規定②

■大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件(平成13年文部科学省告示第51号) 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成十三年三月三十日から施行する。なお、平成十年文部省告示第四十六号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

■大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について(平成10年3月31日文高大第306号) (抄)

第一 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部改正

一 「メディアを利用して行う授業」の大学設置基準上の位置付け

(三) メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- ①授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ②学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムのり管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ⑤メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。